# 令和8年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項

令和8年度愛媛県県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

#### 第1 募集

- 1 令和8年度愛媛県県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それ ぞれに属する2以上の小学科について、くくり募集(2以上の学科について一括して募集するこ とをいう。以下同じ。)ができる。

また、国際文理国際科及び国際文理理数科(以下「国際文理科」という。)については、くくり募集をする。

さらに、教育長が別に定める学科にあっては、普通科とのくくり募集ができる。

#### 第2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第 15号)の定めるところによる。

なお、教育長が別に定める学科にあっては、通学区域によらないことができる募集定員の割合 をあらかじめ定めた上で全国の区域から志願者を募集すること(以下「全国募集」という。)がで きる。

### 第3 一般入学者選抜

## 1 実施学科

令和8年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。 ただし、体育科及び芸術科にあっては、特色入学者選抜における特色入学確約者数が募集定員を 満たした場合は、一般入学者選抜を実施しない。

## 2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程及び北条清新高等学校の定時制の課程にあっては当該学 科の募集定員から当該学科の特色入学確約者数を差し引いた数と、北条清新高等学校以外の定時 制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

#### 3 出願

## (1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 令和8年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。ただし、愛媛県県立中等教育学校の前期課程から後期課程へ令和8年度に進級する意思を示した者を除く。
- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

## (2) 出願期間

- ア 出願期間は、令和8年2月9日(月)午前9時から同月16日(月)正午までとする。
- イ 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、志願変更期間 ((6)に掲げる期間をいう。 以下同じ。) 中も出願することができる。

#### (3) 出願制限

- ア 入学志願者は、2以上の公立高等学校(他の都道府県の公立高等学校を含む。)又は課程に 出願することはできない。
- イ 入学志願者は、次のいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科に出願することは できない。
  - (ア) 同一学校における農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの 小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場 合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科 とみなす。
  - (イ) 理数科、国際文理科又は国際科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。
  - (ウ) 同一学校における全日制課程の理数科、国際文理科及び国際科以外の異なる二つの学科を志望する場合(同一学科に属する二つの小学科を志望する場合を除く。)で、当該学科のうち一つの学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの学科とみなす。

#### <出願の例>

普通科、商業科(商業科)、農業科(生産科学科、食品デザイン科)、総合学科を設置する高等学校に出願する場合

a 二つの学科を志望

第1志望「普通科」、第2志望「総合学科」など

- b 一つの学科と他の学科に属する一つの小学科を志望
  - 第1志望「普通科」、第2志望「商業科(商業科)」
  - 第1志望「農業科(生産科学科)」、第2志望「普通科」など
- c 異なる二つの学科から小学科をそれぞれ一つずつ志望
  - 第1志望「商業科(商業科)」、第2志望「農業科(食品デザイン科)」など

## (4) 出願方法

入学志願者は、えひめ電子申請システムにより出願を行うものとする。

なお、出願に際し提出が必要となる各種書類については、同システムにより提出することとされているものを除き、持参又は郵便等(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。)により提出するものとする。

## (5) 出願手続

ア 入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

- (ア) 入学志願者は、事前にえひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システム により出願手続を行うとともに、入学選考料(全日制の課程2,200円、定時制の課程950円) を所定の方法にて支払わなければならない。
- (イ) 県外からの入学志願者は、(ア)により出願手続を行うとともに、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校(以下「在籍校等」という。)の校長(以下「中学校長」という。)を経て(在籍校等のない場合(在籍校等が外国に所在する場合を含む。以下同じ。)にあっては、直接)、志願先の高等学校(令和8年度に新設される小松高等学校、東予総合高等学校、しまなみ高等学校、八幡浜高等学校及び北条清新高等学校にあっては、それぞれ小松高等学校、東予高等学校、今治北高等学校、八幡浜高等学校及び北条高等学校。以下「志願先高等学校」という。)の校長(以下「志願先高等学校長」という。)に愛媛県県立高等学校入学志願理由書(以下「入学志願理由書」という。)を提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を提出しなければならない。
- イ 中学校長は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める手続を行うものとする。
  - (ア) 入学志願者の在籍校等が県内の公立の中学校等又は中等教育学校である場合、中学校長は、入学志願者が出願手続により入力したデータを専用の出願管理システム(以下「入試出願システム」という。)により志願先高等学校長へ提出するものとする。
  - (4) 入学志願者から入学志願理由書又は入学志願許可申請書が提出された場合、中学校長は、 えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより当該書類を志願先 高等学校長へ提出するものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、別 に定めるところによるものとする。
- ウ 高等学校長は、出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。
  - (ア) 高等学校長は、提出された出願手続のデータについて受理する。
  - (イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中(保護者の転勤に伴う志願変更期間中の出願にあっては、志願変更期間中)に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。
- エ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和 8年1月9日(金)までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するもの とする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和8年1月16日(金)までに教育長に提出し、協議するものとする。

- オ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上の長期欠席のある入学志願者は、本人の 希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書(厳封すること。)を志願先高等学校長に提 出することができる。
- カ 海外帰国生徒等((ウ)に掲げる者をいう。以下同じ。)としての扱いを希望する場合の手続は、 次のとおりとする。
  - (ア) 海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、中学校長を経て(在籍校等のない場合に

あっては、直接)、令和8年1月9日(金)までに海外帰国生徒等取扱措置願を志願先高等 学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができな い場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

- (イ) 高等学校長は、海外帰国生徒等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和8年 1月16日(金)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情 を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。
- (ウ) 海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間(帰国又は入国した日から令和8年2月8日までの期間をいう。)が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

#### (6) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、令和8年2月17日(火)午前9時から同月25日(水)正午までの間に、えひめ電子申請システムにより、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額(1,250円)を所定の方法にて支払わなければならない。

#### 4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、令和8年2月17日(火)午前9時から同月25日(水)正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

#### ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

- (2) 中学校長は、報告書の提出を次の方法により行うものとする。
  - ア 入学志願者の在籍校等が県内の公立の中学校等又は中等教育学校である場合、中学校長は、 入試出願システムにより提出する。
  - イ 入学志願者の在籍校等がアに掲げるもの以外の場合、中学校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより提出する。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。
- (3) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (4) 高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

## 5 学力検査等

#### (1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

## ア 検査教科

- (ア) 全日制の課程 国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。
- (イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

#### イ 検査問題

令和8年度の愛媛県県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題 範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(令和7年5月20日愛媛県教育 委員会公告)1(1)イに定めるところによる。

### (2) 実技テスト

新居浜東高等学校健康スポーツ科、今治工業高等学校繊維デザイン科、松山南高等学校砥部 分校デザイン科及び伊予高等学校芸術科(以下「実技テストを行う学科」という。)の入学志願 者(当該学科を第2志望とする者を含む。(3)において同じ。)に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な技能を見るものとし、それぞれの内容については、当日指示する。 なお、持参品については、各高等学校長が事前に公表する。

## (3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 実技テストを行う学科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

## (4) 期日及び日程

期日	時間	教 科 等
	9:00 ~ 9:30	点呼・受検上の注意
	9:45 ~ 10:30	国 語
令和8年	10:50 ~ 11:15	国 語(作文)
3月5日(木)	11:35 ~ 12:25	理科
	12:25 ~ 13:20	(昼 食)
	$13:25 \sim 14:15$	社 会
	9:00 ~ 9:30	点呼・受検上の注意
	$9:45 \sim 10:35$	数  学
   令和8年	10:55 ~ 11:55	英語
3月6日(金)	11:55 ~ 12:55	(昼 食)
		面接
	13:05 ∼	(実技テストを行う学科にあっては、実
		技テスト終了後に面接)

#### (5) 検査場

検査場は、志願先高等学校(本校又は分校)とする。ただし、しまなみ高等学校にあっては、 今治西高等学校伯方分校とする。

## 6 入学者の選抜方法

- (1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。
- (2) 合格者の決定は、次の方法による。

## ア 全日制の課程

(ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっ

ては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

- (イ) 調査書点(調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した 必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。)は、135点満点とする。
- (ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。
- (エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

## a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録 並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に 募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合においては、選抜を行う当該学 科(小学科について選抜する場合は、当該小学科)を第1志望とする者を対象とする。

#### b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点(以下「A」という。)、調査書点に基づく得点(以下「B」という。)、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点(以下「C」という。)を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合においては、選抜を行う当該学科(小学科について選抜する場合は、当該小学科)を第1志望とする者のほか、同一学校における農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望し、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望としている者及び理数科、国際文理科又は国際科を第1志望とし、当該県立高等学校の普通科を第2志望としている者も対象に含めるものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(オ) (エ) において、第2選抜までに決定された合格者数が募集人員を下回っている学科については、当該学科(小学科について選抜する場合は、当該小学科)を第2志望としている者のうち第2選抜までに選抜されなかった者を対象に、A、B及びCを用いて、募集人員に満たない人数を限度に選抜する。ただし、同一学校における農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望し、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望としている者及び理数科、国際文理科又は国際科を第1志望とし、当該県立高等学校の普通科を第2志望としている者を除く。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科及びその他普通教育を施す学科

【理数科及び総合学科】

として適当な規模及び内容があると認め られる学科(以下「その他普通科」とい

う。) 並びに専門学科 (理数科を除く。)]

1	2012 11 11 (主象年とは 107)							
	満点の比率			得点を算出する		A、B、Cのそれぞれ		
	TIPUM	ハヘント	L—	ときに乗じる数		の満点		
	Α	В	$^{\circ}$	Α	В	Α	В	С
	6	2	2			300	100	100
	5	3	2			250	150	100
	5	2	3			250	100	150
	4	4	2	50x	50y	200	200	100
	4	3	3	250	135	200	150	150
	4	2	4			200	100	200
	3	4	3			150	200	150
	3	3	4			150	150	200

満点	えのと	上率	得点を算出する ときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれ の満点		
Α	В	С	A	В	A	В	С
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	300	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

- 注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
  - 2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50x}{300}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)。

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

$$A = 学力検査の成績  $\times \frac{300}{250}$  (300点満点)$$

$$B = 調査書点 × \frac{100}{135}$$
 (100点満点)

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得 点を換算 (100点満点)

### イ 定時制の課程

- (ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。
- (イ) 調査書点は、135点満点とする。
- (ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1 選抜を行わず、第2選抜の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずる ものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率		得点を算 ときに勇	算出する 乗じる数			いぞれ	
Α	В	С	A	В	A	В	С
6	2	2			300	100	100
5	3	2	<u>50x</u>	50y	250	150	100
5	2	3	150	135	250	100	150
4	4	2			200	200	100

		3		200	150	150
4	2	4		200	100	200
	4			150	200	150
3	3	4		150	150	200

- 注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
  - 2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)。
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則の規定に従って選抜する。
- (4) 海外帰国生徒等の入学志願者で、第3の3(5)カ(4)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度として、募集定員を超えることができるものとする。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

## 7 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月18日(水)午前10時に、当該高等学校(令和8年度に新設される小松高等学校、東予総合高等学校、しまなみ高等学校、八幡浜高等学校及び北条清新高等学校にあっては、それぞれ、小松高等学校、東予高等学校、今治西高等学校伯方分校、八幡浜高等学校及び北条高等学校)において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

### 8 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

- (1) 学力検査の得点等については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和8年3月18日(水)から1月間とする。

なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

- (3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類(受検票等)の写し及び返信用封筒(宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの)を同封し、志願先高等学校に送付することにより行うこと。ただし、しまなみ高等学校にあっては、今治西高等学校伯方分校に送付することにより行うこと。
- (4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類 (受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時(令和8年3月18日(水)にあっては、午前10時)から午後5時(夜間定時制課程にあっては、午後9時)までの間に、志

願先高等学校で行うこと。ただし、しまなみ高等学校にあっては、今治西高等学校伯方分校で行うこと。

(5) 開示内容については、次のとおりとする。 調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

### 第4 追検査

#### 1 追検査の実施

高等学校長は、当該高等学校における一般入学者選抜の入学志願者が、病気その他やむを得ない事情により、第3の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席したと認められる場合においては、追検査を実施するものとする。

## 2 受検手続

- (1) 一般入学者選抜の入学志願者は、病気その他やむを得ない事情により、**第3**の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を中学校長を経て(在籍校等のない場合にあっては、直接)、令和8年3月5日(木)から同月9日(月)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。その際、追検査受検願に、**第3**の5に規定する学力検査等の全部又は一部を欠席した理由が病気その他やむを得ない事情であることを証明する書類(医師の診断書、中学校長の副申書等)を添付すること。
- (2) 高等学校長は、追検査受検願の提出があった場合は当該追検査受検願を提出した者に対して、直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

#### 3 学力検査等

追検査の受検を承認された者(以下「追検査受検者」という。)に対して行う学力検査、実技テスト及び面接については、第3の5(1)から(3)までの規定に準ずる。ただし、一般入学者選抜の学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、実技テスト又は面接に限り、追検査を行う。

## (1) 期日及び日程

期	日	時	間	教	科	等
		9:00 ∼	9:15	点呼•	受検」	上の注意
		9:30 ∼	10:00	玉		語
		10:10 ~	10:35	玉		語(作文)
		10:45 ∼	11:15	理	1	科
令和8年	<del>:</del>	11:25 ~	11:55	衬	_	会
3月13日		11:55 ~	12:50	(昼	2	食)
0万10日	(75)	12:50 ∼	13:20	粉发	ζ	学
		13:30 ∼	14:00	英	1	語
				百	i	接
		14:10 ∼		(実技テストを	を行う	学科にあっては、
				実技テスト終	を 了後に	こ面接)

#### (2) 検査場

検査場は、志願先高等学校(本校又は分校)とする。ただし、しまなみ高等学校にあっては、 今治西高等学校伯方分校とする。

## 4 入学者の選抜方法

第3の6の規定に準ずる。この場合において、追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに 面接及び実技テストの結果は、それぞれ一般入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並 びに面接及び実技テストの結果とみなす。

#### 5 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月18日(水)午前10時に、当該高等学校(令和8年度に新設される小松高等学校、東予総合高等学校、しまなみ高等学校、八幡浜高等学校及び北条清新高等学校にあっては、それぞれ、小松高等学校、東予高等学校、今治西高等学校伯方分校、八幡浜高等学校及び北条高等学校)において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

6 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

第3の8の規定に準ずる。

#### 第5 特色入学者選抜

#### 1 実施学科

令和8年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科及び北条清新高等学校の定時制の課程について実施する。

#### 2 募集人員

(1) 特色入学の募集人員は、普通科、その他普通科、理数科、国際文理科、国際科及び普通科とのくくり募集をする学科にあっては当該学科の募集定員の30パーセント程度を上限として、職業教育を主とする学科(普通科とのくくり募集をする学科を除く。)及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の50パーセント程度を上限として、体育科及び芸術科にあっては当該学科の募集定員の100パーセントを上限として、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(2) 全国募集を実施する学科については、体育科及び芸術科にあっては、(1)の募集人員の枠内において、その他の学科にあっては、(1)の募集人員とは別枠として、県外の中学校等を卒業する見込みの者若しくは卒業した者、又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者若しくは修了した者を対象に特色入学者を募集すること(以下「県外特色入学者募集」という。)ができる。

## 3 出願

#### (1) 出願資格

ア 特色入学を志願できる者は、県内の中学校等を卒業した者若しくは県内の中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和8年3月末日までにこれらの学校を卒業若しくは修了する見込みの者(県外特色入学者募集にあっては、県外の中学校等を卒業した者若しくは県外の中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらの学校を令和8年3月末日までに卒業若しくは修了する見込みの者)であって、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定める出願資格の要件を満たす者とする。ただし、愛媛県県立中等教育学校の前期課程から後期課程へ令和8年度に進級する意思を示した者を除く。

- イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域 性等を十分考慮して定めるものとする。
- ウ 特色入学を志願できる者は、合格した場合に入学を確約できる者とする。

#### (2) 出願期間

出願期間は、令和8年1月13日(火)午前9時から同月20日(火)正午までとする。

#### (3) 出願制限

特色入学志願者は、2以上の公立高等学校(他の都道府県の公立高等学校を含む。)又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

## (4) 出願方法

特色入学志願者は、えひめ電子申請システムにより出願を行うものとする。

なお、出願に際し提出が必要となる各種書類については、同システムにより提出することと されているものを除き、持参又は郵便等により提出するものとする。

#### (5) 出願手続

ア 特色入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

- (ア) 特色入学志願者は、事前にえひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより出願手続を行うとともに、入学選考料(全日制の課程2,200円、定時制の課程950円)を所定の方法にて支払わなければならない。
- (4) 特色入学志願者は、(ア)により出願手続を行うとともに、中学校長を経て(在籍校等のない場合にあっては、直接)、志願先高等学校長に自己アピール書を提出しなければならない。
- (ウ) 県外特色入学者募集の志願者は、(ア)及び(イ)により出願手続を行うとともに、中学校長を経て(在籍校等のない場合にあっては、直接)、志願先高等学校長に入学志願理由書を提出しなければならない。
- イ 中学校長は、特色入学志願者による出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うも のとする。
  - (ア) 特色入学志願者の在籍校等が県内の公立の中学校等又は中等教育学校である場合、中学校長は、特色入学志願者が出願手続により入力したデータに報告書及び自己アピール書を添付して、入試出願システムにより志願先高等学校長へ提出するものとする。
  - (4) 特色入学志願者の在籍校等が(ア)に掲げるもの以外の場合、中学校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより報告書及び自己アピール書(県外からの特色入学志願者の場合は、報告書、自己アピール書及び入学志願理由書)を志願先高等学校長へ提出するものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。
- ウ 高等学校長は、出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。
  - (ア) 高等学校長は、提出された出願手続のデータ、報告書及び自己アピール書について受理 する。
  - (イ) 高等学校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた 者について、出願期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承

認を受けるものとする。

## 4 報告書

中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

調査書

#### 5 検査

#### (1) 検査項目

特色入学志願者に対して、作文、小論文、面接、集団討論、実技テスト及びプレゼンテーションから、各高等学校が選択した検査項目を実施する。

なお、検査項目及び実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

#### (2) 期日及び日程

期日	時 間	検査項目等
令和8年	9:00 ~	点呼・受検上の注意
1月30日(金)	点呼・受検上の注意終了後	各高等学校が定めた検査項目

## (3) 検査場

検査場は、志願先高等学校(本校又は分校)とする。ただし、しまなみ高等学校にあっては、 今治西高等学校伯方分校とする。

## 6 特色入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書及び当該高等学校が定めた検査項目の結果を資料とし、 当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、特色入学者を選抜する。

## 7 合格内定者の通知

- (1) 高等学校長は、令和8年2月6日(金)午前10時から同月9日(月)正午までの間に、中学校長に選抜の結果を特色入学者選抜結果通知書により通知するとともに、合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付する。
- (2) 中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。
- (3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、中学校長を通じ、入学確約書を令和8年2月13日 (金)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

#### 8 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月18日(水)午前10時に、当該高等学校(令和8年度に新設される小松高等学校、東予総合高等学校、しまなみ高等学校、八幡浜高等学校及び北条清新高等学校にあっては、それぞれ、小松高等学校、東予高等学校、今治西高等学校伯方分校、八幡浜高等学校及び北条高等学校)において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

#### 第6 定時制の課程の第2次募集

## 1 実施学科

令和8年1月30日(金)に実施した特色入学者選抜並びに令和8年3月5日(木)及び6日(金)に実施した一般入学者選抜(令和8年3月13日(金)に実施した追検査を含む。)(以下「第1次募集」という。)における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、

第2次募集を行うものとする。

## 2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、令和8年3月18日(水)午前10時に、当該高等学校(令和8年度に新設される八幡浜高等学校及び北条清新高等学校にあっては、それぞれ、八幡浜高等学校及び北条高等学校)に掲示する。

#### 3 出願

### (1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

### (2) 出願期間

出願期間は、令和8年3月19日(木)午前9時から同月25日(水)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月25日(水)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

### (3) 出願制限

第1次募集の場合に準ずる。

### (4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料(950円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、中学校長を経て(在籍校等のない場合にあっては、直接)、志願先高等学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

- (ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。
- (イ) 高等学校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。
- ウ 特別措置願、自己申告書及び海外帰国生徒等取扱措置願の提出については、第1次募集の 場合に準ずる。

### (5) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

## 4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、令和8年3月19日(木)午前9時から同月25日(水)正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

#### 5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期日	時間	教 科 等
	9:30 ~ 10:00	点呼・受検上の注意
令和8年	10:15 ~ 10:45	国 語
3月30日(月)	11:00 ~ 12:00	社会・数学・理科・英語 のうち2教科を選択受検

12:00 ~ 13:00	(昼 食)
13:10 ∼	面接

## 6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

## 7 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月31日(火)午前10時に、当該高等学校(令和8年度に新設される八幡浜高等学校及び北条清新高等学校にあっては、それぞれ、八幡浜高等学校及び北条高等学校)において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

## 8 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

第1次募集の場合に準ずる。ただし、郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和8年3月31日(火)から1月間とする。

## 第7 その他

- 1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 2 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入 学許可を取り消すものとする。
- 3 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。